

第8期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 【概要版】

荒尾市保健福祉部保険介護課

介護保険事業計画の概要

計画の趣旨

高齢化の進展が急速に進む中、介護保険制度を円滑に運営するために、介護を必要とする人数や利用者の要望するサービス内容などを把握し、将来見込まれる介護サービスの量や種類、サービス基盤の整備などを盛り込んで、策定するもの。

根拠法令

介護保険法第117条・老人福祉法第20条の8の規定に基づき、介護保険事業計画と老人福祉計画を一体的に作成。

国・都道府県との関係

国

計画の基本指針を策定



整合

都道府県

介護保険事業支援計画を策定



整合

市町村

介護保険事業計画を策定

計画の位置づけ

荒尾市総合計画

荒尾市地域福祉計画

荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

荒尾市子ども・子育て支援計画

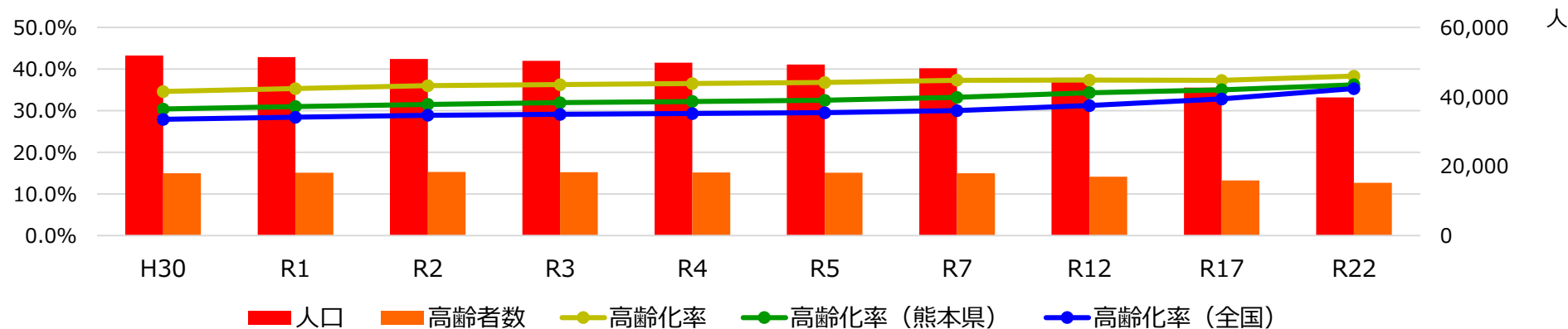
荒尾市健康増進計画

荒尾市障がい者計画、障がい福祉計画

その他関連計画

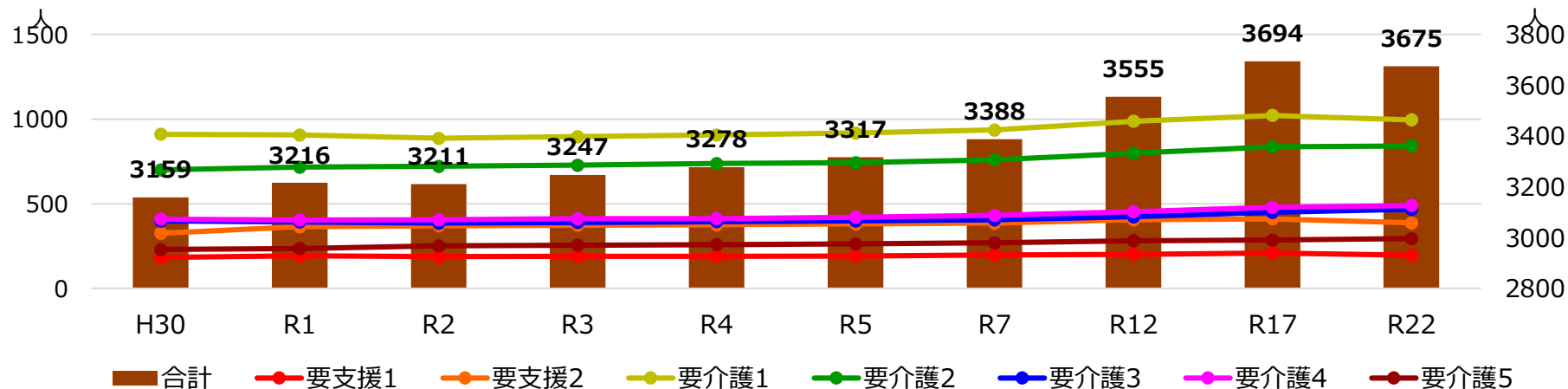
高齢者の状況

高齢者人口の将来推計



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

要介護認定者数の将来推計



(出典) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

第7期計画における主な取組の総括

| 主な取組 | 取組内容 | 課題 | 第8期の方向性 |
|------------------|--|--|--|
| 介護予防・生活支援サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点整備事業 ・介護予防活動を実施していない地区に対する支援。 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防活動の実施率は微増にとどまっている。 ・公民館がないことや、住民の年齢構成をはじめとした地区特有の様々な問題 | すでに実施している地区の活動の幅を広げることに取り組む。 |
| 地域ケア会議の充実 | 地域ケア会議の開催回数や検討事例の拡充。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント能力不足の介護支援専門員の存在 ・課題は抽出されるものの、政策形成にまで至っていない。 | 会議形式の見直しや介護支援専門員のケアマネジメント能力向上を図る。 |
| 認知症サポーターの養成 | 地域団体、事業者、小・中・高校などに対する講座の開催。 | 全世代に認知症の理解を広げる必要があるが、成人期の受講率が低い。 | 受講率が低い成人期の受講率向上を図る。 |
| 認知症初期集中支援チームの運営 | 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築。 | 認知症の初期の段階で対応することが効果的であるが、実際の対象者は初期は少なく、中期が多かった。 | 認知症の初期の段階で関わられるよう、広報活動と相談機能を強化する。 |
| 成年後見制度の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発セミナーや市民後見人養成講座の開催。 ・成年後見制度利用促進に関わる中核機関（荒尾市権利擁護推進センター）の設置 | 成年後見制度や成年後見人等の役割について、市民や医療・福祉専門職に十分に認知されていない。 | 制度の普及啓発に、より一層力を入れて、地域全体の権利擁護支援体制の構築を目指す。 |
| 介護給付適正化の推進 | ケアプラン点検事業 | 一部の介護支援専門員は自立支援型ケアプランの作成能力が不十分。 | 介護支援専門員の資質向上を図る。 |
| 地域密着型サービスの整備 | 令和元年度に2か所の小規模多機能型居宅介護事業所を開設。 | ニーズを十分に満たしているか注視する必要がある。 | 将来のサービス整備の必要性を判断することに努める。 |

第8期計画の基本的な考え方

第8期計画の基本理念

「誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる」

(第6次荒尾市総合計画における重点戦略から)

基本目標

「地域包括ケアシステムの深化」

生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進

認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

在宅でも安心して暮らせる体制の構築

住民の希望、地域の実情に応じた生活環境の整備

介護サービスの質の確保・向上

介護給付適正化の推進

重点施策

| 目標 | 重点的に取り組む主な事業 |
|-------------------------|--|
| 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none">介護予防拠点整備事業地域ケア会議の充実 |
| 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築 | <ul style="list-style-type: none">認知症サポーター養成講座の実施認知症初期集中支援事業の実施認知症高齢者等に対する見守りの取組（QRコードの活用等）高齢者大規模認知症コホート研究への協力成年後見制度の利用促進高齢者虐待防止の体制整備 |
| 在宅でも安心して暮らせる体制の構築 | <ul style="list-style-type: none">荒尾市在宅医療・介護連携推進事業あらお健康手帳を活用した地域包括ケアシステムの推進災害や感染症への対応 |
| 住民の希望、地域の実情に応じた生活環境の整備 | <ul style="list-style-type: none">支援を要する高齢者に対する情報提供公共交通部局との連携 |
| 介護サービスの質の確保・向上 | <ul style="list-style-type: none">介護サービス事業所に対する助言・指導の実施介護支援専門員の資質向上 |
| 介護給付適正化の推進 | <ul style="list-style-type: none">ケアプラン点検住宅改修の点検 |

地域密着型サービスの整備

住民のニーズ

施設入所よりも、在宅生活に対するニーズが多い。

第7期の成果

在宅生活を希望するニーズが多かったことを受け、小規模多機能型居宅介護事業所を2か所整備。

成果検証が必要

特別養護老人ホームの申込者

特別養護老人ホーム入所申込者：461名
(うち、要介護3以上の在宅生活者は65名)

その他の施設の状況

療養病床(医療)の介護医療院への転換が相次いでおり、今後も進むと考えられる。

施設サービスの需要を見極める必要

第8期計画においては整備を行わず、将来のサービス整備の必要性を検証する。

第1号被保険者保険料の算定（1）

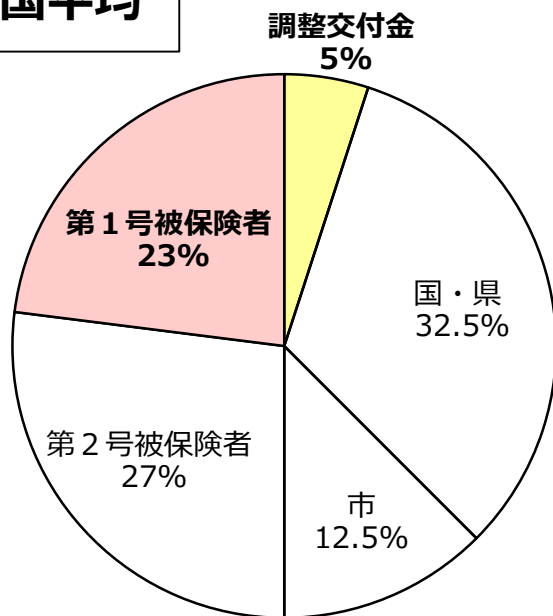
第8期計画期間中の介護保険事業費の見込み

単位：千円

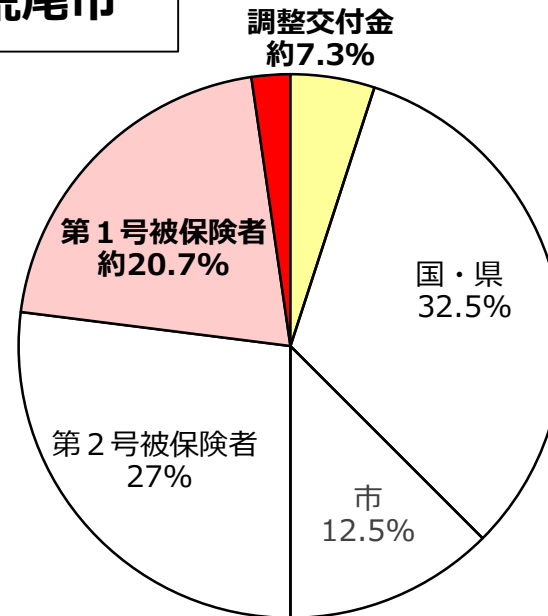
| | 合計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 介護保険事業費 | 17,890,201 | 5,867,089 | 5,957,574 | 6,065,538 |
| 保険給付費 | 17,051,500 | 5,608,933 | 5,678,617 | 5,763,950 |
| 地域支援事業費 | 838,701 | 258,156 | 278,957 | 301,588 |

介護保険事業費の負担割合（保険給付費の場合）

全国平均



荒尾市



第1号被保険者保険料の算定（2）

単位：千円

| | | |
|--|------------|----------------|
| 介護保険事業費（A） | 17,890,201 | |
| 第1号被保険者負担分相当額（B） = $(A \times 23\%)$ | 4,114,746 | |
| 調整交付金相当額（C） | 872,120 | |
| 調整交付金見込額（D） | 1,252,731 | |
| 保険者機能強化推進交付金等見込額（E） | 34,617 | |
| 介護給付費準備基金取崩額（F） | 449,000 | |
| 保険料収納必要額（G） = $(B + C - D - E - F)$ | 3,250,518 | |
| 予定保険料収納率（H） | 99.3% | |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数（I） | 51,464人 | |
| 保険料基準額 \div $(G \div H \div I)$ | 年額 | 63,600円 |
| | 月額 | 5,300円 |

所得段階別第1号被保険者保険料

| 段階 | 対 象 | | 保険料率 | 保険料額 (年額) | 保険料額 (月額) |
|----|---------------|--------------------------|---------------|----------------------|--------------------|
| 1 | 生活保護受給者 | | 0.5 (0.3) | 31,800円 (19,080円) | 2,650円 (1,590円) |
| | 市民税 非課税世帯 | 老齢福祉年金受給者 | | | |
| | | 前年の基準所得が80万円以下の方 | | | |
| 2 | 市民税 非課税世帯 | 前年の基準所得が80万円を超え120万円以下の方 | 0.75 (0.5) | 47,700円 (31,800円) | 3,975円 (2,650円) |
| 3 | | 前年の基準所得が120万円を超える方 | 0.75 (0.7) | 47,700円 (44,520円) | 3,975円 (3,710円) |
| 4 | 本人が 市民税非課税 | 前年の基準所得が80万円以下の方 | 0.9 | 57,240円 | 4,770円 |
| 5 | | 前年の基準所得が80万円を超える方 | 1.0 | 63,600円 | 5,300円 |
| 6 | 本人が 市民税課税 | 前年の基準所得が120万円未満の方 | 1.2 | 76,320円 | 6,360円 |
| 7 | | 前年の基準所得が120万円以上210万円未満の方 | 1.3 | 82,680円 | 6,890円 |
| 8 | | 前年の基準所得が210万円以上320万円未満の方 | 1.5 | 95,400円 | 7,950円 |
| 9 | | 前年の基準所得が320万円以上の方 | 1.7 | 108,120円 | 9,010円 |